



第67回
国連女性の地位委員会
(CSW67)
「優先テーマについて」

内閣府「CSW等について聞く会」 2023年2月28日
田中由美子 CSW日本代表

国連女性の地位委員会とは？ (Commission on the Status of Women: CSW)



- 国連経済社会理事会 (ECOSOC) の機能委員会の一つ
- ECOSOC 決議 11 (II) で設置 (E/RES/11(II) of **21 June 1946**)。
- 政治、経済、社会、市民、教育分野における女性の権利を促進するための提言をまとめ、ECOSOCに提出。
- 国連加盟国、国連機関、ECOSOC協議資格 (in consultative status) のあるNGO等が参加。
- 優先テーマ等について討議した結果は、合意結論 (Agreed Conclusions) として採択。(採択できないこともある)
- 年次総会は、通常3月に10日間、NYの国連本部で開催 (1980年代は、DAWがあったウィーンで開催)
- UN Womenが事務局 (2010年以降)
- 同時並行してNGO-CSWフォーラムが開催され、世界中から女性・市民団体が多数参加し、イベントを行う。

CSWの事務局はUN Women (国連女性機関)



出典: <https://www.unwomen-nc.jp/?p=3030>



シマ・サミ・バフースUN Women事務局長
(2021年09月13日に国連総会で決定)

UN Women (国連女性機関)

- 2010年7月の国連総会決議により、UN Women (United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)が設立。
- 世界中の女性や女児のエンパワーメントと権利のために活動するUN Womenの主な役割：
 - **国連女性の地位委員会(CSW)**をはじめとする政府間機関を支援し、政策、国際基準および規範の策定に貢献
 - 必要に応じた**技術的・財政的な支援**提供を通じて、国連加盟国によるこれらの基準の実施を支援し、市民社会との効果的なパートナーシップを築く
 - **国連システムのジェンダー平等に関する取り組み**を主導、調整し、システム全体の進捗状況を定期的にモニタリングするなど、説明責任を促進する。
- 活動領域： 女性のリーダーシップの向上と政治・意思決定への参画、経済的エンパワーメント促進、女性に対する暴力の撤廃、平和と安全保障への女性の関与、国家の開発計画と予算におけるジェンダー平等の反映、など。

CSWへの女性・ 市民団体の参 加は重要

70年以上続く、 グローバルな意 思決定過程へ の参画

- 1946年からNGOは、国連会議に正式に参加してきた(国連憲章第71条とECOSOC決議1996/31に基づく)
- 日本が国連に加盟したのは1956年12月18日。
- その直前の12月6日、ECOSOCがNGOとして認めている国際的な女性団体に加盟している6団体が、重光葵外務大臣に対し、**国連政府代表に民間の女性の登用を要望した**。(財)日本YWCA、日本婦人有権者同盟、(社)大学女性協会、(財)日本基督教婦人矯風会、婦人国際平和自由連盟日本支部、日本女性法律家協会)
- 国連憲章の目的実現のため、国連及び国連諸機関に協力することを目的として、1957年8月1日、上記の6団体+日本汎太平洋東南アジア婦人協会の7団体で**国連NGO国内婦人委員会**を設立し、初代委員長に市川房枝を選出。
- 1957年、第12回国連総会政府代表代理に初の女性として藤田たきが任命された。
- ECOSOC協議資格：国際婦人年連絡会、国際女性の地位協会、JOICFP、新日本婦人の会、など。

(出典:『共同参画』2011年4・5月号、NEWC『CSW基礎知識』2020、等)

CSW日本代表

- CSW日本代表には、民間出身の有識者が登用されているが、これは世界に先駆けた、画期的な取組。
- EUと英国は、2021年に初めて市民団体を政府代表団に含めたことを誇らしげに報告。
- 日本代表団には、3NGOの代表が含まれている。(日本女性監視機構、国連NGO国内女性委員会、国連婦人年連絡会)
- 2000年からはJICAが日本代表団に含まれた(ODAのジェンダー主流化は日本の国際的責任)
- 2017年からは、ユース代表も日本代表団のメンバーに。
- 2020, 2021, 2022年は、コロナ禍のため、政府代表団は結成されなかった。

CSW日本代表 (敬称略)

谷野 せつ (1958～1963)
高橋 展子 (1965 オブザーバー)
藤田 たき (1966～1974)
森山 真弓 (1976 オブザーバー)
大羽 綾子 (1978～1980)
縫田 曄子 (1982～1984)
有馬真喜子 (1986～1997)
目黒 依子 (1998～2010)
橋本ヒロ子 (2011～2017)
田中由美子 (2018～)

CSW67のテーマ

優先テーマ

ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成のためのイノベーション、技術変革、デジタル時代の教育

Innovation and technological change, and education in the digital age for achieving gender equality and the empowerment of all women and girls.

レビューテーマ

農山漁村の女性・女児のジェンダー平等とエンパワーメント達成のためのチャレンジと機会（CSW62、2018年の合意結論）

Challenges and opportunities in achieving gender equality and the empowerment of rural women and girls (agreed conclusions of the sixty-second session).

CSWにおけるICTとジェンダー

- **北京行動綱領(1995)**: 12の戦略目標のうち「**女性とメディア**」において情報技術、通信ネットワークについて、女性に対する差別的な表現の規制、及び意思決定への女性の参加とアクセスについて規定。
- CSW40(1996): 女性とメディア、仕事と家庭責任の分担を含む児童及び被扶養者のケア
- **CSW47(2003)**: **メディア、情報、コミュニケーション技術**への女性の参加とアクセス及び女性の地位の向上とエンパワメントのための活用とインパクト
- **CSW62(2018)**: レビューテーマとしてCSW47の合意結論の協議
- **CSW67(2023)**: ジェンダー平等とすべての女性・少女のエンパワメント達成のための**革新と技術変化及びデジタル時代における教育**
- CSW44(2000)北京+5; CSW49(2005)北京+10; CSW54(2010)北京+15; CSW59(2015)北京+20



CSW47(2003)での、メディア、情報、コミュニケーションの討議
<https://www.un.org/womenwatch/daw/csw/csw47/Panel.html>



SDGs ゴール4のターゲット

4.4 2030年までに、**技術的・職業的スキル**など、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる

4.5 2030年までに、**教育におけるジェンダー格差**を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

4a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に**安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境**を提供できるようにする。

4b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、**情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学**プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の**奨学金の件数**を全世界で大幅に増加させる。

指標

4.4.1 **ICTスキルを有する若者や成人の割合**
(スキルのタイプ別)

4.5.1 詳細集計可能な、本リストに記載された全ての教育指数のための、**パリティ指数**

4.a.1 以下の設備等が利用可能な学校の割合
(a)電気、(b)教育を目的とした**インターネット**、(c)教育を目的とした**コンピュータ**、(d)障害を持っている学生のための適切な施設や道具、(e)基本的な飲料水、(f)男女別の基本的なトイレ、(g)基本的な手洗い場(WASH指標の定義別)

4.b.1 **奨学金のためのODAフローの量**(部門と研究タイプ別)



SDGs ゴール5のターゲット

5.b 女性のエンパワーメントを促進のために、**情報通信技術(ICT)**をはじめとする技術の利用を強化する。

Enhance the use of enabling technology, in particular information and communications technology, to promote the empowerment of women.

指標

5.b.1 携帯電話を所有する個人の割合(性別ごと)

Proportion of individuals who own a mobile telephone, by sex

G7, カナダ、2018

「デジタルの文脈における性的及びジェンダーに基づく暴力、虐待及びハラスメントの撲滅に対するシャルルボワ・コミットメント」

- 技術の開発に遅れをとらないよう、法的枠組み、教育上のアプローチ等を促進。
- 物理的及びデジタルの文脈における性的及びジェンダーに基づく虐待、ハラスメント及び暴力の予防・対抗を目的としたアプローチを共有し、世界的な取組を支援。
- 特に男性及び男児に対し、性的及びジェンダーに基づく暴力、差別等に対して強く声を上げることが奨励。
- 女兒及び女性の人身取引を助長するインターネット悪用の防止で連携。
- デジタル・プラットフォーム及びコネクテッド技術の開発において、**設計から最終用途に至るまで、ジェンダーへの偏見を取り除くことを支援。**



https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page25_001321.html

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000373842.pdf> 11

CSW67 Organization of Work 日程(3月6～17日)

6日	午前:開会式、一般討論(General Discussion) 午後:一般討論
7日	午前:優先テーマに関する閣僚級RT 午後:優先テーマに関する閣僚級RT
8日	午前:国際女性デー(会合なし) 午後:一般討論 合意結論に関するインフォーマル会合
9日	午前:一般討論 合意結論に関するインフォーマル会合 午後:一般討論 合意結論に関するインフォーマル会合
10日	午前:レビューテーマに関するインタラクティブ対話(対面) 合意結論に関するインフォーマル会合 午後:レビューテーマに関するインタラクティブ対話(対面) 合意結論に関するインフォーマル会合

13日	午前:優先テーマに関するユースと代表との対話(発言) 合意結論に関するインフォーマル会合 午後:一般討論 合意結論に関するインフォーマル会合
14日	午前:一般討論 合意結論に関するインフォーマル会合 午後:優先テーマに関する専門家会合(発言) 合意結論に関するインフォーマル会合
15日	午前:通報に関する会合(Closed) 一般討論 合意結論に関するインフォーマル会合 午後:合意結論に関するインフォーマル会合
16日	午前:新たな課題に関するインタラクティブ対話(発言) 合意結論に関するインフォーマル会合 午後:合意結論に関するインフォーマル会合
17日	午前:ECOSOC決議のフォローアップ、提言ドラフト採択、 合意結論ドラフト採択、その他の課題 (CSW68の議題、CSW67報告書の採択、 CSW67の閉会) CSW68の開会。議長団の選出。

(午前:10時～13時、午後:15時～18時)

12



議長

H.E. Ms. Mathu Joyini
(South Africa), Chair
(African States Group)

Ambassador Mathu Joyini,
Permanent Rep. of South Africa to
the UN
https://twitter.com/dirco_za/status/1353982612356919296

CSW67の議長団(Bureau)

副議長

- H.E. Ms. Antje Leendertse (Germany), Vice-Chair (Western European and Other States Group)
- Mr. Māris Burbergs (Latvia), Vice-Chair (Eastern European States Group)
- H.E. Ms. Maria del Carmen Squeff (Argentina), Vice-Chair designate (Latin American and Caribbean States Group)
- **Ms. Chinguundari Navaan-Yunden** (Mongolia), Vice-Chair designate (Asia and Pacific States Group)

優先テーマに関する閣僚級ラウンド・ テーブル (Ministerial round tables on the priority theme) 3月7日(火)午前、午後

6-17 MARCH 2023 INNOVATION AND TECHNOLOGICAL CHANGE
COMMISSION ON THE STATUS OF WOMEN CSW67 EDUCATION IN THE DIGITAL AGE
Progress toward gender equality

Topic A: Good practices in addressing barriers to bridge the gender digital divide and promote education in the digital age for achieving gender equality (Conference Room 4 : MRT1とMRT3)

デジタルジェンダー格差を埋め、デジタル時代の教育を促進して、ジェンダー平等を達成するための障壁に対処するための優れた実践

Topic B: Fostering inclusive innovation and technological change to empower women and girls and create safer digital spaces (Conference Room 4 : MRT2とMRT4)

女性と少女がエンパワーし、より安全なデジタル スペースを作成するための包括的なイノベーションと技術的変化の促進。

加盟国はどれか一つのセッションに参加して発表できる。発表は3分。

MR1: 10時から11時半。 MR2: 11時半から1時。MR3: 3時から4時半。MR4: 4時半～6時。

合意結論案

(2023年2月1日現在のゼロドラフト)

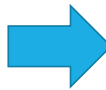
「ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを達成するために、すべての分野（教育、経済・雇用、健康、暴力、紛争下の暴力、WPS、気候変動・環境・災害、無償のケア・家事労働、など）において、イノベーションと技術変化、及びデジタル時代の教育という観点から取り組む必要がある」

デジタル技術の未来と継続的なデジタル変革：

すべての人にとって開放され、束縛されない、セキュアなデジタルの未来、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが促進されるようなデジタルの未来を確実にするためには、どうすればよいか？

ICTとジェンダー： 新たな機会、新たな課題

1. **ICTのリスクやインパクト**： 女性・少女に対する社会的、倫理的、法的、経済的リスクやネガティブなインパクト（AIの進展による失業、オンラインハラスメント、デジタル暴力などのオンライン人権侵害、データ保護）
2. **ICTへのアクセス**： デジタル・ジェンダー格差（デバイド）
3. **ICTの意思決定（コントロール）**： ジェンダー差別や誤解を招くコンテンツ、AIのジェンダーバイアス
4. ICT分野における多様なステークホルダー、組織間の連携、共通原則



1. 全ての分野におけるICTとジェンダーへの取り組みの促進。ジェンダー平等を進め、リスクやネガティブインパクト回避、女性の参加促進のための法整備、制度の構築、企業の責任など。
2. **女性・少女のSTEM教育、ICT教育**、すべての人々の**デジタルシティズンシップ**、デジタルリテラシーの向上
3. **ジェンダー・多様性視点に立った技術の設計・開発・普及（実用化）**、データサイエンス（性別・クロスデータ、グローバルデータcommonsなど）、それらの意思決定過程における女性の参画促進
4. **グローバルデジタルコンパクト**（すべての人にとってオープン、自由かつ安全なデジタル未来を）、など

合意結論案

パラ37 Recommendations

1. **Prioritizing digital equity to close the gender digital divide** デジタルジェンダー格差を解消するためにデジタル公平性を優先する
2. **Leveraging financing for inclusive digital transformation and gender-transformative innovation:** 包摂的なデジタルトランスフォーメーションとジェンダー変革イノベーションのための資金調達
の活用
3. **Fostering gender-responsive digital and science and technology education in the digital age:** デジタル時代におけるジェンダー視点に立ったデジタル教育及び科学技術教育の促進
4. **Adopting gender-responsive technology design, development and deployment** ジェンダー視点に立った技術の設計・開発・普及(実用化)の採用
5. **Enhancing data science to advance gender equality** ジェンダー平等推進のためのデータサイエンスの充実
6. **Preventing and eliminating technology-facilitated gender-based violence and protecting the rights of women and girls online** テクノロジーが助長するジェンダーに基づく暴力の防止と根絶、およびオンラインでの女性と少女の権利の保護

1. Prioritizing digital equity to close the gender digital divide

デジタルジェンダー格差を解消するためにデジタル公平性を優先する

- a: 女性と少女の人権と基本的自由の保障
- b: CEDAWと選択議定書の完全な批准
- c: デジタル国家戦略におけるジェンダー主流化の促進: 女性に対する多次元的で差別的な障害を除去、普遍的で意味のあるコネクティビティや公共施設へのアクセスの確保。
- d: 女性と少女にとって安全で、手頃な価格で、アクセス可能で、適切で、包摂的な公的および私的なデジタル ツールとサービス
- e: 多様な状況に置かれた女性と少女のデジタル知識とスキルの向上 (証明書の取得、固定的役割からの脱却、啓発活動、オンラインコンテンツの開発などのため)
- f: ジェンダーに基づくデジタル格差を埋めるために、社会全体 (whole of society) とマルチステークホルダーアプローチの推進 (知識、スキル、資源)

2. Leveraging financing for inclusive digital transformation and gender-transformative innovation: 包摂的なデジタルトランスフォーメーションとジェンダー変革イノベーションのための資金調達の活用

g: ジェンダーの情報格差を解消し、より包摂的で多様なイノベーションのエコシステムを構築し、革新的な資金メカニズムの使用を含め、安全でジェンダーを変革するイノベーションを促進することを目的とした、証拠に基づいたイニシアチブへの公共部門および民間部門の投資を大幅に増やす。

h: すべての国内および国際的なデジタル政策、研究助成金、資金は、ジェンダー分析、ターゲット、性別データ収集を体系的に統合するべき。

i: 金融機関やベンチャーキャピタル会社にインセンティブを与え、女性企業がデジタル経済に参入するのを支援する。(割当制や、投資をジェンダー変革のイノベーションに結び付けるなどの方法)

j: 国際法および国際連合憲章に従わない、特に開発途上国における経済的および社会的発展の完全な達成を妨げる、一方的な経済、金融または貿易措置の公布および適用を控える。

k: 開発途上国へのODAを国民総所得の0.7%目標を達成する。後発開発途上国に対するODAの目標は、国民総所得の0.15 ~ 0.20%。ODAが、革新と技術の変化、デジタル時代の教育の文脈において、男女平等と女性と女兒のエンパワーメントを達成するために活用されるべき。

l: 南北協力、南南協力および三角協力を含む国際的および地域的協力の強化。ただし、国のオーナーシップとリーダーシップは、ジェンダー平等とエンパワーメントの達成に不可欠。

3. Fostering gender-responsive digital and science and technology education in the digital age: デジタル時代におけるジェンダー視点に立った デジタル教育及び科学技術教育の促進

m: 女性と女性の生涯を通じて、あらゆるレベルで、特に最も取り残されている人々の教育を受ける権利を促進および尊重。女性の非識字を排除し、金融およびデジタルリテラシーを促進。

n: 学校インフラへの投資、無料で安全かつアクセスしやすいデジタル学習リソースの開発、教育を受けられなかった少女と女性のためのデジタル学習環境の整備、教師のトレーニング（ハイブリッド学習方法、デジタルスキルトレーニングなどの提供）。

o: デジタル・リテラシー教育の変革。女性と少女がデジタルテクノロジーを安全に活用できるように、技術的スキルと移転可能なスキルを組み合わせ、カリキュラムと教育者の行動と態度からジェンダーの固定観念と偏見を排除する。

p: 科学と技術への女性と女性の参加を改善するために、科学的根拠に基づくプログラムを促進し、ベストプラクティスに関する情報交換を図る（社会科学と科学分野の教育を組み合わせた計算論的思考computational thinkingと学際的アプローチの教育を含む）

q: 若者、特に若い男性と少年、介護者、教育者が倫理的で責任あるオンライン行動に敏感になるように、学校のカリキュラムにデジタル・シティズンシップ教育を含める。

r: デジタル化と自動化の悪影響を最小限に抑えるために、女性の将来の仕事とスキルのニーズを予測する。特に自動化に取って代わられる危険にさらされている女性のために、女性の新しい職業や仕事への移行を促進するために、教育および職業カリキュラム、再教育およびスキルアッププログラムを実施する。

s: ジェンダー視点に立った労働および雇用政策を優先し、技術分野における女性の採用、昇進および定着を促進(一時的な特別措置、介護労働に関する政策、同一賃金、セクシャルハラスメント、キャリアアップにおける差別的慣行の撤廃を含む)

t : (インターネット)プラットフォーム経済における女性労働者のための労働規制と保護を確立。

u: 女性企業や女性起業家に対象を絞ったサポートを提供(デジタルツールやサービスを使用するための研修、新興企業向けのインキュベーター、アクセラレーターへのアクセスなど)

v : デジタル協力と ICT およびデータ・ガバナンスへの女性の完全で平等かつ有意義な参加とリーダーシップを確保(特に若い女性)

w: ナショナルマシナリーの能力強化(財政、技術、人的資源の配分)

x: 女性の人権と基本的自由を促進し、保護する上で、市民社会アクターの重要な役割を支持する。特に、違反や虐待が迅速かつ公平に調査され、責任者が責任を問われることを確実にするための措置を講じることにより、不処罰と闘う。

y: 女性と女兒が達成可能な**最高水準の身体的および精神的健康**を享受する権利を実現するための具体的な措置を講じる。普遍的にアクセス可能なプライマリーヘルスケア(一次医療)と支援サービス、および社会的保護メカニズムを含む

z: **性と生殖に関する健康と生殖に関する権利**への普遍的なアクセス。女性の人権には、セクシュアリティに関連する全ての自由も含まれる。

aa: リプロヘルスと HIV 予防、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、人権、身体的、心理的、思春期の発達、ジェンダー権力関係、性に関する情報の提供。**自尊心を築き**、十分な情報に基づいた意思決定、コミュニケーション、および**リスク軽減のスキル**などを育成。

bb: ワーク・ライフ・バランス、家庭内の女性と男性の責任の平等な分担、および男性と少年の責任の平等な分担、**父親および介護者としての男性の責任**を含む、介護および家事の尊重、など。女性の国民経済への貢献を判断し、ジェンダーの固定観念と否定的な社会規範に挑戦し、**革新と技術の変化、およびデジタル時代の教育の文脈で、女性と少女のエンパワーメント**を可能にする環境を作り出すための措置。

4. Adopting gender-responsive technology design development and deployment

ジェンダー視点に立った技術の設計・開発・普及(実用化)の採用

cc : ジェンダーバランスがとれた機能横断的なイノベーションチームを編成し、**交差性および社会分析をコアエンジニアリングおよびコンピューターサイエンスの研修**に統合し、それに関連する専門的組織の基準として、ジェンダー視点に立った技術設計をおこなう。

dd : アクセシビリティ、包摂性、手頃な価格、入手可能性、全ての女性と少女のニーズに応えるという原則に基づき、製品やサービスをつくり、技術の設計、開発、普及のために、女性権利団体が関与するコミュニティベースのアプローチを含む、参加型アプローチを促進する。

ee : 女性と少女に対する**潜在的なリスクを防止、特定、軽減**するために、新興技術の資金調達、設計、開発、普及、監視、評価において、人権に基づくアプローチを採用する

Ff : 特に影響を受けるグループ、女性の権利団体、人権専門家を含めることにより、社会的リスクとデジタル技術が女性と少女に及ぼす悪影響を特定、防止、軽減するための**影響評価とデューデリジェンスメカニズム**の必須要件を確立する。

gg: 人権侵害またはジェンダーバイアスが特定された場合、継続的に改善または終了されるような、安全で高品質なデータ・インフラストラクチャとシステムを提供するために、人工知能の開発と使用に関する評価と監査の要件を義務付ける規制を採用する。

hh: 公共の利益のためにデジタル技術を活用し、アクセシビリティを促進する規範とメカニズムを推進し、グローバル データ コモンズなど、持続可能な開発とジェンダー平等のためにデジタル技術の利益を公平に分配するための具体的な措置を講じる。

ii : 国際人権法および国際的に合意された基準または原則を適用し、グローバル デジタル コンパクトが女性の権利を推進し、デジタル トランスフォーメーションへ向けて、人間中心のアプローチを構築することを保証する。

註: GDC 「万人にとって自由で開かれた安全なデジタルの未来を確立するための共通原理」。2024年9月にニューヨークで開催予定の未来サミット(Summit of the Future)で採択される予定。日本でも、2023年にInternet Governance Forum (IGF) 2023を開催予定。

5. Enhancing data science to advance gender equality

ジェンダー平等推進のためのデータサイエンスの充実

jj: 必要なデータを精査し、データギャップに対処するために、国家統計局の能力を強化し、利害関係者間の協力を促進する。特に、的を絞った政策と介入を確実にするために、デジタル包摂に対する女性と少女の障壁、テクノロジーが助長するジェンダーに基づく暴力の蔓延、所得、性別、年齢、人種、民族性、移住状況、障害、地理的位置、その他の特徴ごとに区分されたデータの不足などに関する定性調査に資金を提供する。

kk: 特に女性の個人的データのプライバシーを確保し、女性と女兒が個人的データを作成、キュレート、管理する能力を強化するために、データの収集、使用、共有、アーカイブ、および削除について、ジェンダー視点に立った、かつ人権に基づく基準を適用する。

6. Preventing and eliminating technology-facilitated gender-based violence and

protecting the rights of women and girls online テクノロジーが助長するジェンダーに基づく暴力の防止と根絶、およびオンラインでの女性と少女の権利の保護

II: オンラインおよびオフラインの公共および私的空間における全ての女性および少女に対するあらゆる形態の暴力に対して、撤廃、防止、対応する。

暴力には、性的及びジェンダーに基づく暴力(家庭内暴力と女性殺害を含む)有害な慣行(児童・早婚・強制結婚、女性性器切除、性的搾取・虐待、セクシャルハラスメント、人身取引、現代の奴隷制、その他の形態の搾取を含む)が含まれる。

暴力の加害者を調査・起訴・処罰し、不処罰をなくすために、多分野的かつ調整されたアプローチを通じて、女性のために安全で働きやすく、暴力のない職場環境を作り出すための適切な措置を講じる。そのためには、ジェンダーに基づく暴力とセクシャルハラスメントに対する保護を提供する主要な国際条約を批准することも含まれる。

mm: 科学的根拠に基づいた政策立案と計画を導くために、危害と権利侵害のパターンを理解し、追跡するために、テクノロジーが助長する女性に対する暴力の包括的な定義と国際的な方法的ガイダンスを採用する

nn: 暴力のサバイバー、若い女性、女性団体の有意義な参加を得て、テクノロジーが助長するジェンダーに基づく暴力行為を防止および根絶するために、法律と政策を策定、修正、拡大し、それらの実施を強化する。これらの対策には、違法、有害、または同意のないコンテンツの迅速な削除を促進するために、被害当事者(サバイバー)に情報を提供する対応と迅速なプロセスが含まれる。

oo: テクノロジーが助長したジェンダーに基づく暴力の被害当事者を支援する。方法は、経済的障壁または組織的差別のために法的手段へのアクセスを得ることが困難な被害当事者のために民事上および行政上の代替手段を提供すること、及びヘルプラインと社会的および法的サービスを提供すること。

pp: テクノロジーが助長する女性に対する暴力を防止および根絶するための知識とスキルを開発し、被害当事者中心の支援を提供するために、政策立案者、法執行官、司法、保健・ソーシャルワーカー、教育者などの政府関係者、および市民社会組織の能力を強化する。

qq: 公的・民間組織において、女性と少女に対してテクノロジーが助長する暴力の防止と撤廃を優先する。その方法として、暴力の複数のリスクと暴力からの保護に対処するために、人権に基づいたアプローチとセーフガードを実施する。

具体的には、①コンテンツのモデレーションとキュレーションの改善、②報告システムの相互運用性と有効性、③違法なコンテンツの即時削除、およびその他のコンテンツの必要かつ比例的かつ非差別的な削除、④応答性と責任あるユーザー サービスを提供するための適切な投資、などを含む。

rr: 武力紛争と紛争後、人道的緊急事態において、女性および必要に応じて少女の視点が考慮されるようにする。

女性が、男性と対等な条件で、紛争予防、平和調停、平和構築、紛争後の復興に関する政策や活動の策定、実施、フォローアップ、評価に効果的かつ有意義に参加する。国内避難民および難民である女性と少女の視点を考慮に入れる。

すべての女性と女兒の人権は、すべての対応、復旧、復興戦略において完全に尊重され、保護され、これに関連して、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と差別を撤廃するための適切な措置が講じられることが必要

CSW67に向けた事務局の準備作業

UN Women CSW Substantive Working Group

- UN Women内部において、地域事務所や国別事務所のなかで、優先テーマについて議論。

UN CSW Substantive Working Group

- 国連事務総長の報告書に対して、15の国連関係機関が合同で助言を行う。

専門家会合 Expert Group Meeting (EGM)

- 世界各地域から45名の専門家が優先テーマについて議論し、報告書をまとめる。2022年10月。
- 若者、LGBTQI、人種、障害者などの交差的専門家も含む。

Informal Consultation with private sector

- 今回初めて、民間セクターの専門家とのインフォーマルなコンサルテーション会議を開催。

Substantive documents

- 専門家会合報告書
- 規範的枠組みに関するレビュー
- 用語リスト
- 優先テーマに関する国連事務総長報告書

Regional Consultations with Member States

- 2022年12月～2023年2月にかけて、各地域において、準備会合を開催(アフリカ、アラブ諸国、アジア・太平洋、中南米、欧州、中央アジア)

専門家会合 (Expert Group Meeting) 2022年10月10～13日 (オンライン)

Expert Group Meeting: Innovation and technological change, and education in the digital age for achieving gender equality and the empowerment of all women and girls.

45名の専門家が参加(研究者、市民社会団、実務家、国際機関など)

基本的スタンス:

- 革新と技術的变化はSDGsの達成に貢献し、女性・少女の福祉、教育、健康、生計の改善にも貢献する。情報や教育へのアクセスを通じて、雇用やビジネスチャンスにもつながる。デジタルアクセスは、権利意識の向上、市民社会への参加、意思表示なども可能にする。
- 他方で、既存のジェンダー不平等の普及、新たなジェンダー侵害、技術革新の不平等な享受などのリスクにも留意すべき。
- CSW67は、技術革新のジェンダーインパクトおよびデジタル時代の教育について検討し、より包摂的で平等なデジタル革命について議論する機会を提供する。
- 国連総会で決定した**Summit of the Future** (2024年9月22-24日、NY) の開催と、そこで採択予定の**A Pact for the Future**、およびその一環としての**Global Digital Compact**を採択予定。その内容への重要なインプットになる。

EGM報告書の主な議題

1. The gender gap in digital access and skills :

デジタルアクセスと技術におけるジェンダー格差:

デジタル不平等や意味のある接続性(コネクティビティ)、デジタル時代の教育と女性・少女のSTEM教育とキャリアの推進など。

2. Inclusive Innovation ecosystems and digital transformation:

包摂的な革新のためのエコシステム(全体的な環境・状況)とデジタル革新:

女性や周縁の状況に置かれた人々のためにディーセントワークを作る技術、女性企業家育成のためのジェンダー変革を支援するエコシステム、ジェンダー視点に立ったデジタル政策や投資。

3. Fostering Gender-transformative innovation and technology:

ジェンダー変革のための革新と技術の促進:

技術開発にジェンダー視座を組み込む、ジェンダー平等を進めるためのデータサイエンス、AIのジェンダーインパクト(リスク削減と権利保障)、ジェンダー平等のためのデジタル金融包摂、など。

4. Addressing online and tech-facilitated gender-based violence and discrimination and protecting the rights of women and girls online :

オンライン(デジタル)によるジェンダーに基づく暴力と差別の撤廃、女性・少女の権利の保護

公共の場での女性に対するデジタル暴力、オンラインでの女性の声とエージェンシーの保護、デジタル暴力の法的枠組の整備など。

CSWの優先テーマ

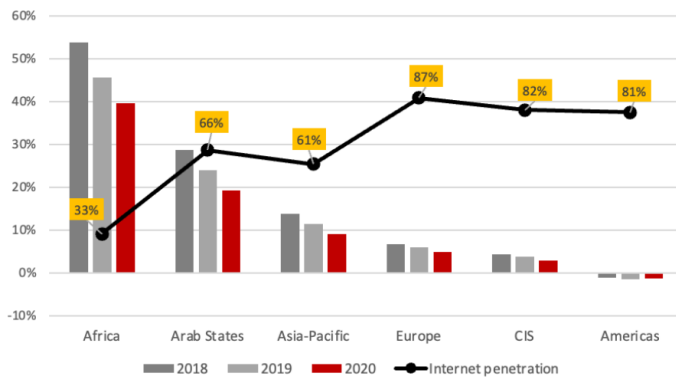
年	CSW	優先テーマ (仮訳)
2020	64	北京+25 : 北京宣言と行動綱領, 及び第23回国連特別総会の成果の実施状況に関するレビューと評価
2021	65	ジェンダー平等とすべての女性と少女のエンパワーメント達成のための女性の公共生活における完全かつ効果的な参加と意思決定及び暴力根絶
2022	66	気候変動および環境・災害リスク削減に関する政策・プログラムにおけるジェンダー平等とすべての女性・少女のエンパワーメントの達成 (日本政府の災害に関する決議案が出されてから10年目)
2023	67	ジェンダー平等とすべての女性・少女のエンパワーメント達成のための革新、技術変革及びデジタル時代における教育
2024	68	ジェンダー視点に立った貧困対策、制度及び財政強化に取り組み、ジェンダー平等とすべての女性・少女のエンパワーメント達成を加速
2025	69	北京+30

参考資料

(EGM 専門家会合の資料より)

インターネット利用のジェンダー格差：地域別

Figure 4: Gender gap in Internet usage by region, 2018-2020



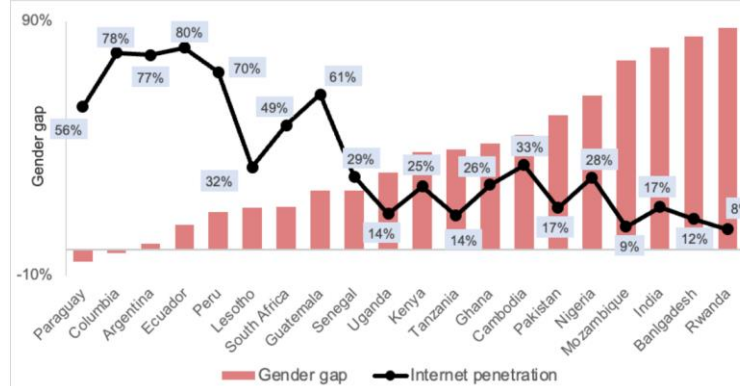
Source: (ITU, 2021)

Over the three-year period there was a decline in the gender gap across all regions, the only exception being the America's which is the only region where women are estimated to use the Internet more than men and hence the gender gap is displayed as negative.

Source: Gendered Nature of Digital Inequality: Evidence for Policy Considerations Background paper prepared by: Alison Gillwald & Andrew Partridge* Research ICT Africa.

インターネットの普及とジェンダー不平等

Figure 7: Relationship between Internet penetration and gender inequality



Source: 2018 After Access survey data

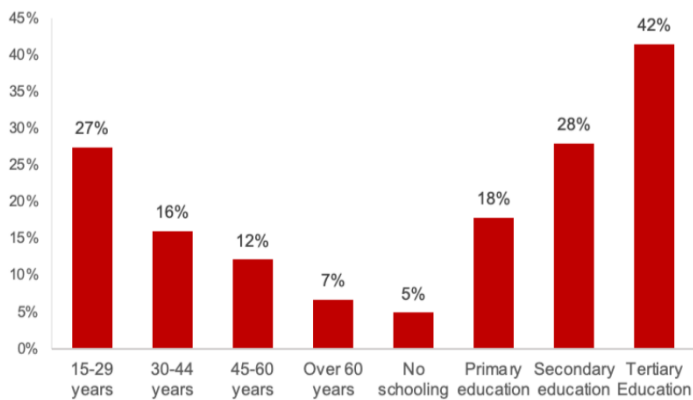
Lower gender gaps loosely correspond with higher levels of Internet access.

ただし、これに当てはまらない国もある(カンボジア、ガーナ、ナイジェリア、インターネットは普及しているが、ジェンダー不平等は大きい)

Source: Gendered Nature of Digital Inequality: Evidence for Policy Considerations Background paper prepared by: Alison Gillwald & Andrew Partridge* Research ICT Africa.

女性のインターネットアクセスと教育レベル

Figure 9: Female Internet access by age and education level



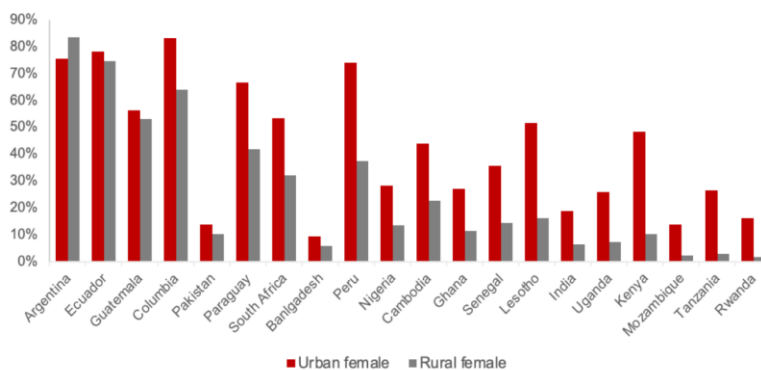
Source: 2018 After Access survey data

Internet access is significantly lower for older age groups and increases as education increases.

Source: Gendered Nature of Digital Inequality: Evidence for Policy Considerations Background paper prepared by: Alison Gillwald & Andrew Partridge* Research ICT Africa.

女性のインターネットへのアクセス:都市と農村

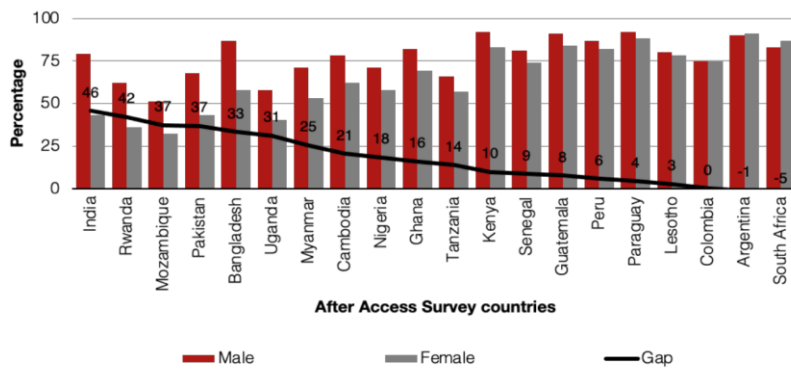
Figure 10: Female Internet access by country and geographic location type



Source: Gendered Nature of Digital Inequality: Evidence for Policy Considerations Background paper prepared by: Alison Gillwald & Andrew Partridge* Research ICT Africa.

携帯電話所有のジェンダ－格差

Figure 12: Gender disparity in mobile phone ownership in Africa and the Global South

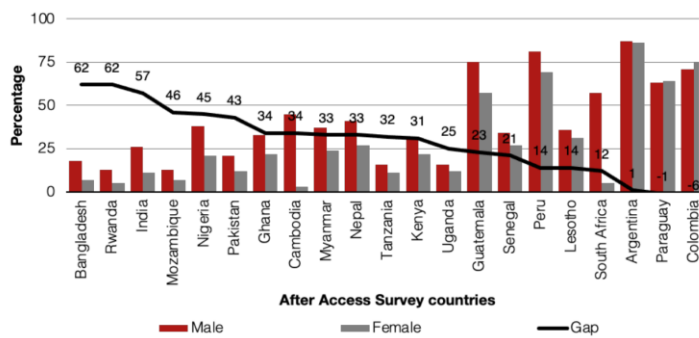


Source: 2018 After Access survey data

Source: Gendered Nature of Digital Inequality: Evidence for Policy Considerations Background paper prepared by: Alison Gillwald & Andrew Partridge* Research ICT Africa.

アフリカと途上国におけるインターネット利用のジェンダー格差

Figure 13: Gender disparity in Internet use in Africa and the Global South



Notes: The Internet gender gap for African countries is measured based on 15 years+ while Global South countries only consider ages 15-65.

Source: Gendered Nature of Digital Inequality: Evidence for Policy Considerations Background paper prepared by: Alison Gillwald & Andrew Partridge* Research ICT Africa.

EGM 今後の検討課題

- healthcare, finance, agriculture, energy, urbanisation, climate change and disaster risk reductionなどの個別のセクターにおける取組について、十分協議できなかった。
- 今後さらに、ICTをどのようにgender-transformative solutionsのために活用していくか。
- Digital financial inclusion
- AIのデータセットの中に組み込まれた偏見への対応
- ジェンダーに基づく有害な行為に対するセーフガード